

神勞発基1206第3号
令和6年12月6日

関係団体の長 殿

神奈川県労働局長
(公印省略)

令和6年度化学物質管理強調月間の実施について

標記について、令和6年11月29日付け基発1129第3号をもって厚生労働省労働基準局長から通知がありましたので、貴団体におかれましては、会員事業者に対し、本実施要綱の趣旨、内容等を周知いただきますようお願い申し上げます。

基発 1129 第 3 号
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施について

令和 4、5 年の労働安全衛生法令の改正に伴い、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制が導入され、本年 4 月に本格施行されたところである。

これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大し、化学物質管理の知見がかならずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要であることから、今般、「化学物質管理強調月間」を創設することとし、別添のとおり令和 6 年度の実施要領をとりまとめたところである。

貴職におかれては、管内の化学物質管理の定着の状況等を踏まえ、化学物質管理強調月間を活用し、化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県環境部局と連携した集団指導の開催等、第三次産業や中小零細事業場を含め取組の促進を図るとともに、事業者においてラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施等、実施要領に定めた事項が適切に講じられるよう効果的な取組を行われたい。なお、現時点で本省や他の機関で実施予定としている取組を別紙のとおり取りまとめたので参考とされたい。

令和6年度化学物質管理強調月間における取組

| 主催者 | 取組の概要 |
|-------|--|
| 厚生労働省 | <p>化学物質管理強調月間特別イベント</p> <p>【概要】</p> <p>化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、東京（令和7年2月7日）、大阪（同月20日）において次の取り組みを実施（詳細は厚労省HPで公表予定）。</p> <p>① 実務に役立つワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第三次産業（ビルメンテナンス・清掃業界及び外食産業等）での洗浄作業で使用される洗浄剤を例に、SDSを用いたリスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施とその結果に基づくリスク低減措置について、実践的な講習を実施する。 <p>② 自律的管理に関するリスクコミュニケーションの開催</p> <ul style="list-style-type: none">・ 化学物質管理に関する有識者、業界関係者等を登壇者として、基調講演及び意見交換、事例紹介等を実施する。・ 特に次の事項について取組事例等も交えて理解の促進を図る。<ul style="list-style-type: none">ア) 化学物質の自律的管理の概要イ) 化学物質の危険性、有害性情報の入手する仕組みウ) RAの実施とその結果に基づくリスク低減措置の方法（保護具の着用等）エ) 業種別マニュアルに基づくRAの実施とリスク低減措置 |

| 主催者 | 取組の概要 |
|------------|---|
| 中央労働災害防止協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置 管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信する。 ○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小事業者の化学物質管理を支援する。 ○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。 ○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。 ○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い（令和7年1月6日～2月28日にキャンペーンを実施）、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供。 |
| 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質管理セミナー <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法等について理解を促すこと ・対象：事業者 ・プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定（SDS制度を中心とした内容にする予定） <p>【時期】令和7年2月5日午後</p> |

| | |
|-----|--|
| 主催者 | 取組の概要 |
| 環境省 | <p>○ アドバイザー制度利用促進キャンペーン</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。 ・ 令和7年2月の派遣は、化学物質アドバイザーへ支払う旅費・謝金を環境省が負担 ※上限に達したため派遣費用負担は締め切りましたが、アドバイザー派遣は引き続き受け付けていますのでぜひご利用ください。 <p>【対象期間】 令和7年2月1日～28日（1か月間）</p> <p>【詳細】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html</p> <p>【パンフレット】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf</p> <p>○ 第21回「化学物質と環境に関する政策対話」</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた提言を目指し、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す。会場での一般傍聴やオンライン傍聴が可能。 <p>【実施時期】 令和7年2月7日</p> <p>【詳細】 ※1月中下旬に以下のサイトで傍聴登録等の詳細を案内。</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</p> |

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

- タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
 - (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
 - (オ) 日常の化学物質管理の総点検
 - (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
 - (キ) スローガン等の掲示
 - スローガンは、必要に応じて以下より選択
 - ・ 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
 - ・ 危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
 - ・ 目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
 - ・ 化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検
 - (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施